

(出所) 上海博の登録申請書添付の英語版から仮訳。

2010年上海世界博覧会の一般規則 (仮訳)

第I章 総 則

第1条 名称、テーマ、分類

1. 中華人民共和国上海市において国際登録博覧会を開催する。
2. この博覧会の正式名称を「2010年中国上海世界博覧会」(以下「本博覧会」という)とし、略称を「Expo 2010」とする。
3. この博覧会のテーマは「都市、讓生活更美好 “*Better City, Better Life*” (より良い都市、より良い生活)」とする。

このトピックの原点は、人類の数千年にのぼる文明である。一方、テーマの選択では、154年にわたる世界博覧会の伝統の継続性に重点が置かれている。博覧会のテーマには、特定の年代における人類共通の懸念事項や関心事が反映されるのが常である。

都市とは人類文明の結晶である。アメリカの社会哲学者ルイス・マンフォードがいみじくも述べているように、「都市は、人類文明の果実を保護する目的で考案された、洗練されて緻密な特殊構造体である」。西洋言語の多くが、「都市」を意味するラテン語の“*Civitas*”から「文明」(*Civilization*)に相当する言葉を引出しているが、それは決して偶然ではない。都市は、包含し、再生する性質を有することから、人類社会における秩序の整備、文化の融合と発展、富の蓄積などにおいて重要な役割を果たしてきた。人間によって作られた都市は、魅力的で豊かな生活を提供することで人間に報いてきた。

しかし、現在の都市は人口が集中し、土地の奪い合い、文化的な衝突、資源不足、環境劣化といった深刻な問題に直面している。

人間社会の急速な都市化が進む中であって、近代的な生活の媒体かつメカニズムである都市の機能を改善するにはどうしたらよいのだろうか、そして、都市と地方との間で調和の取れた関係を築くには、どうしたらよいのだろうか、が世界的な課題として登場する。アジア太平洋地域の超大都市である中国の上海は、世紀の変わり目に際して博覧会の開催地に選ばれた。都市をテーマにした歴史上初の博覧会である。

都市開発と理想的な都会生活を展示し、テーマを理解してそれについての意見交換を

行うことは、都市開発、経済のグローバル化、都市と農村の統合などに関する新しいモデルの発展につながり、環境に優しい都市の構築や調和の取れた生活などにもつながる。また、都市が直面する問題を解決する必要性について、世界各国のさまざまな階層の人たちの認識を深め、人類と都市の未来についての豊かな想像力を育むことにも貢献するだろう。

上記のコンセプトに従い、テーマの中身は以下のサブテーマから構成される。

- ・都市における多様な文化の融合
- ・都市における経済的な繁栄
- ・都市における科学技術の進歩
- ・都市におけるコミュニティの再建
- ・地方と都市との相互作用

本博覧会のテーマの定義とその展開に関する詳細は、本規則の第34条にいう第1号特別規則に定められる。

4. 博覧会国際事務局（以下「BIE」という）は、1928年11月22日に署名され、その後修正された「国際博覧会に関するパリ条約」（以下「条約」という）の規定に従い、その第138回総会で本博覧会を登録した。

第2条 会場

本博覧会の会場は上海市の黄浦江両岸に広がる一帯で、フェンスで囲まれた敷地の面積は3.22 km²である（水面を除く）。

第3条 会期

本博覧会は、2010年5月1日に開会し、2010年10月31日に閉会する。

正式な開会日に先立ち、報道関係者のごとき特別な招待客のために1日又は1日以上の会場公開日を設ける場合、その期日は、陳列区域政府代表団の運営委員会との合意により定められる。

第II章 開催国の政府当局

第4条 本博覧会を所管する政府当局

本博覧会は、1928年11月22日のパリ条約（修正済み）の締約国である中華人民共和国の2010年上海世博開催に関する国家組織委員会¹の権限下におかれる。この国家組織委員

¹ National Organizing Committee of the World Exposition Shanghai China 2010 of the People's Republic of China の仮訳。

会は本博覧会の成功と威信を確保するために必要な法的、財政的、及びその他の措置を講ずる責務を有する。国家組織委員会は、博覧会政府代表を通じて本博覧会を統括、管理する。

第5条 博覧会政府代表

中華人民共和国政府は、一人の博覧会政府代表を任命する。

博覧会政府代表は、本博覧会に関するすべての事項について政府を代表する。博覧会政府代表は、BIE 及び参加者に対する約束の履行を確保する責務を有する。博覧会政府代表は、作業計画が尊重され、一般規則と特別規則の一般規定が遵守されることを確保する。博覧会政府代表は、本博覧会の規律を保持する権限を有するものとし、この資格において如何なる活動も停止させ、又は中止させる権限を有し、また、原因の如何を問わず、本博覧会の適切な運営を妨げるもの、危険となる恐れのあるもの及び賠償の責任が生ずる原因となるおそれがあるものを、いつでも排除する権限を有する。開催者（「開催者」の定義は本規則の第8条を参照）又は陳列区域政府代表が博覧会政府代表の決定に対し不服を申し立てる場合は、これら関係者が尊重することを約束した第10条の規定を適用する。この申立てがあった場合には、保安上の問題を除くほか、博覧会政府代表の決定は保留される。

博覧会政府代表は、自らの責任でその職員にその権限の行使を委任することができる。本博覧会の必要とするところに従い、1名またはそれ以上の政府代表代理を任命することができる。

博覧会政府代表は、開催者の役割又は任務を代行することはできない。但し、その役割が、法的に、また事実上も純粋に利害に関係なく、営利目的でない場合は、この限りではない。

第6条 博覧会政府代表と BIE との関係

博覧会政府代表が、各国政府から参加決定の通知を受けた場合、具体的には、各国政府から博覧会政府代表宛での参加受諾、国別陳列区域政府代表の指名、参加国が選択した出展場所などの通告文書などを受領し、さらに、参加契約書への署名が行われた場合、その旨を速やかに BIE に通報する。

博覧会政府代表は、本規則の第34条に定める期限内に、特別規則を BIE に提出しなければならない。博覧会政府代表は、主に BIE の各会議で報告を行うことにより、本博覧会の準備に関する全ての進捗状況を BIE に通報する。博覧会政府代表は、BIE の定める規則に基づいて BIE の旗が使用されることを確保する。博覧会政府代表は、BIE から派遣される本博覧会への公式代表団を受け入れる。

博覧会政府代表は、開催者が、本博覧会が BIE に登録されたものであることを、あらゆる適切な方法、特に、全ての文書によって周知することを確保する。

博覧会政府代表は、外国政府の参加を容易にし、本博覧会の成功を確保するため、しかるべき時期に、開催国政府及び地方公共団体が採択した法令その他の文書を適切な時期に、参加者に対する情報として BIE に提供する。

博覧会政府代表は、BIE の規則に従って、本博覧会の総入場料収入の 2%にあたる納付金（以下「入場料納付金」という）の BIE に対する支払い方法及びその手続きについて、BIE と合意する。

第 7 条 陳列区域政府代表団と運営委員会

博覧会政府代表は、できる限り速やかに、陳列区域政府代表を代表する議長及び運営委員会を指名し、共通の利益に係わる諸問題を検討し、かつ本規則の第 10 条に定められた権限を行使するため、参加各国を代表する陳列区域政府代表の会議を召集する。公式に参加する国の数が選出後に倍増した場合は、当該選出結果は効力を失うものとし、新たな選挙が行われる。

運営委員会の議長は、何らかの理由によりその責務を遂行することが出来ない場合には、その権限を運営委員会の他の委員へ委任する。

運営委員会の機能に関するルールは、本規則の第 34 条に定める第 3 号特別規則に定める。

第 8 条 博覧会の開催者

国家組織委員会及びその執行委員会の監督の下に、本博覧会の準備、組織、運営ならびに管理は、上海世博会事務協調局²（以下「開催者」という）の責務とする。開催者は博覧会政府代表の業務も支援する。

博覧会政府代表は、参加者及び BIE の公式記録に対する情報として、開催者の組織構成、責務、権限等に関する報告書を BIE に提出する。

中華人民共和国政府は、条約の第 10 条に従い、開催者の機能と責務が確実に果たされることを保証する。

第 III 章 公式参加者

第 9 条 公式参加者

1. 公式参加者とは、中華人民共和国政府の公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関をいう。国際博覧会に参加する外国政府は、すべて中華人民共和国政府に対して信任

² Bureau of Shanghai World Expo Coordination の仮訳。

状が提出された陳列区域政府代表によって代表される。博覧会に参加する国際機関も、陳列区域政府代表を任命することができる。

公式参加者は、それぞれ開催者と参加契約を締結する。この参加契約には、陳列区域政府代表と開催者代表者が署名し、博覧会政府代表が連署する。

陳列区域政府代表は、すべての展示者及び第IV章第3節に示す商業活動の管理者を含む自国の陳列区域の計画と運営について責務を負う。但し、陳列区域は、第V章に定める営業参加者を含まない。

陳列区域政府代表は、その陳列区域の構成員が、開催者によって定められ、BIEによって承認された規則を遵守することを保証する。

陳列区域政府代表は、その責務の遂行を可能にするため、本規則の第34条に規定する第12号特別規則に掲げる特典が与えられる。

外国の国別陳列区域の職員は、本規則の第34条に定める第6号特別規則に掲げる宿泊施設の利用を享受することができる。

2. 全ての公式参加者は、その権利と義務に関して同一の規則を遵守する。開催者は、開発途上国に提供される技術的・財政的な支援を除き、本条の例外を認めてはならない。

開発途上国向けの財政援助に関する情報は、第2号特別規則及び開催者がBIEとの協力のもとに作成する「参加ガイドライン」の中で詳述される。

第10条 紛争の解決

公式参加者間の紛争、又は公式参加者と開催者との間の紛争は、次に定める方法で解決される。

1. 紛争が現行の一般規則、特別規則、又は参加契約書の解釈に係るものであり、かつ、その解釈が条約、又はBIEの拘束力を有する規則の観点から考慮される場合には、陳列区域政府代表団の運営委員会は、BIE議長がこれに関係する副議長及び事務局長の助力を得て行う勧告を求めて、仲裁を行うものとする。博覧会政府代表又は開催者も、同様に、BIE議長の意見を求めることができる。この運営委員会の裁定は、直ちに適用され、これに対して不服申し立てを行うことはできない。当該裁定の後に開かれる最初のBIE総会は、陳列区域政府代表団の運営委員会による解釈を、今後の同様の事実に対する先例となり得るものとして承認するか、これに代わる解釈を示すものとする。
2. 紛争が出展物に係るものである場合には、運営委員会は、条約第19条3の規定に従い、陳列区域政府代表団にその旨を通告する。

3. 事案が、一般規則の規定に従って博覧会政府代表により解決されるものである場合には、当事者は、予め陳列区域政府代表団の運営委員会の助言を求めることができる。
4. その他の紛争については、当事者は、次のいずれかによる仲裁を請求することができる。
 - 第1段階 博覧会政府代表のみによる仲裁
 - 第2段階 陳列区域政府代表団の運営委員会との協議の上で博覧会政府代表によって行われる仲裁
 - 第3段階 陳列区域政府代表団の運営委員会による仲裁

紛争の裁定は、当事者のいずれかが求める最も高い水準で行われる。

5. 上記各項にいう仲裁は10日以内に行われなければならない。この期限内に裁定が行われない場合には、1、3、又は4に関わる紛争は、陳列区域政府代表団に付託され、5日以内に裁定が行われる。

紛争を提起した者の以上によらざる申し立ては、認められなかったものとみなす。

第IV章 参加者の一般条件

第1節 許可

第11条 物品及び展示品の許可

第1条に定めるテーマに関連する物品又は展示素材のみが本博覧会への出展を認められる。

出展物の原産地は、条約第19条の規定により規律される。

本博覧会のテーマを遵守するための手続きは、本規則の第34条に定める第1号特別規則に記される。

第12条 展示者の許可

国別陳列区域における展示者は、当該陳列区域政府代表によって選定され、その権限下に置かれる。

何れの陳列区域にも該当しない展示者は、開催者に直接申し込まなければならない。そのような申し込みがあった場合、開催者は、当該展示者の所属国の政府にその旨を速やかに通知する。

第13条 博覧会の陳列館

本博覧会の陳列館の種類は以下のとおりとする。

1. 開催者から無償で提供された敷地に参加者自身が設計、建設する陳列館。これには屋外展示スペースも含まれる。
2. 開催者が建設し、参加者に賃貸する独立型の陳列館。限られた屋外展示スペースは無償で提供される。この種の陳列館の場合、BIE の加盟国には 15% の割引が適用される。
3. 開催者が建設し、開発途上国に無償で提供する共同陳列館。共同陳列館の場所によっては、限られた屋外展示スペースが無償で提供されることもある。
4. 公式参加者と非公式参加者の任意参加の下に、開催者が建設するテーマ館。これには屋外展示スペースも含まれる。
5. 非公式参加者用の陳列館。この陳列館は参加者自身が建設するか、または博覧会政府代表が定めた条件に従って開催者が建設、賃貸する。これには、屋外展示スペースが含まれることもある³。

第 2 節 場所、設備、料金

第 14 条 場 所

外国の陳列区域の総面積は、開催国の陳列区域の面積を下回らないものとする。ただし、博覧会開会日の 24 ヶ月前までに、その面積が完全に割当てられていない場合には、開催者は、その未決定の面積を自由に処分することができる。

公式参加者がそれぞれの陳列館を建設するために必要な区画は、開催者から無償で提供される。

開催者が建設する各陳列館については、1 平方メートル単位の標準的な賃貸料が請求される。その改造や指定取り付け部材は参加者の責任で行うものとする。

開催者は、開発途上国に対して、共同陳列館内の展示スペースを無償で提供する。

公式参加者へのスペース割当ては、本規則の第 34 条に定める第 1 号特別規則にいう「テーマ説明書」の承認をもって確認する。

陳列館の建設、開催者が建設する独立型陳列館の賃貸料、ならびに開催者が個別に取り

³ 詳細については、第 4 部の付属書「公式参加者の陳列館に関する暫定的なガイドライン」を参照。

つける部材などについての詳細は、本規則の第 34 条に定める第 2 号特別規則と第 4 号特別規則に記される。

第 15 条 一般サービス

開催者は、各参加者の費用負担において、ガス、電気、通信、給排水、ごみ収集などのサービスを提供する。これらのサービスに係わる料金は、開催地の料金による。

参加者は、展示場の運営に対して通常求められる清掃、保守、ごみ処理、その他の活動をすべて行う。参加者がこれを怠った場合は、開催者がこれを行い、その費用をすべて当該参加者に請求することができる。

一般サービスの提供に関する条件は、本規則の第 34 条に定める第 4 号、第 5 号、第 10 号特別規則に記される。

第 16 条 建物及び設備

参加者は、開催者から事前の承認を得ることなく、本博覧会の会場内において改変を行ってはならない。土木工事、修景工事、および建物周辺の改良工事は、開催者の事前承認を取得しなければならない。また、開催者が作成した改良計画は、関係する参加者がすべて同意し、又は陳列区域政府代表団の運営委員会が許可を与えない限り、これを変更してはならない。

建設工事と改良工事の条件は、本規則の第 34 条に定める第 4 号特別規則に定める。

機械、装置、設備の設置と運転に関する条件は、本規則の第 34 条に定める第 5 号特別規則に定める。

第 17 条 場所の占有と工事の完成

実際の建設工事は 2009 年 11 月 1 日までに、内部の改造と仕上げ作業は 2010 年 2 月 1 日まで、出展物の設置は 2010 年 4 月 24 日までにそれぞれ完了しなければならない。

この日程を遵守するため、建設用敷地は 2007 年 11 月 1 日までに、独立型陳列館は 2009 年 5 月 1 日までに、共同陳列館内の展示用スペースは 2009 年 11 月 1 日までに、参加者に引渡し、展示される物品の搬入許可は 2009 年 12 月 1 日までに行われなければならない。

参加者は、遅くとも 2011 年 5 月 1 日までに、陳列館建設用に割当てられた区画から物財を撤去し、その区画を原状に復帰させなければならない。但し、この例外として、開催者と当該参加者との間で建設前に特別な取り決めをしていた場合は、参加者自身が建設した陳列館は博覧会終了後も保存することができる。

独立型陳列館は、2010 年 12 月 31 日までに物財を撤去し、原状に復帰させなければなら

ない。

共同陳列館内の展示用スペースは、2010年11月30日までに物財を撤去し、原状に復帰させなければならない。

第18条 出展物

出展物の全部又は一部を博覧会政府代表の許可を得ることなく、本博覧会会場から撤去することはできない。

参加者が開催者との約束を履行できない場合、博覧会政府代表は、本博覧会の閉会日に、当該参加者の費用とリスクで、博覧会場内にある当該参加者の物品の解体、撤去、保管、差押さえ、及び売却を行うことができる。但し、国家遺産または公共財産とみなされる物品は対象外とする。本博覧会の開催者に対する債務は、売却収入か差し引くこととする。

第3節 商業活動とその他の活動

第19条 一般規定

国別陳列区域で行われる商業活動、その他の活動は、本一般規則に従い、参加契約もしくは博覧会政府代表によって承認されなければならない。公式参加者は、他の公式参加者が得た特別な便宜を等しく受けることができる。

かかる活動は、専ら該当する陳列区域政府代表の排他的管轄下に置かれる。商業活動、その他の活動が、参加契約に定める売上納付金の支払対象になる場合、当該納付金は陳列区域政府代表が徴収しなければならない。

各国の展示が条約第1条の規定に適合することを確保するため、一般入場者が入ることのできる商業活動区域の面積は、全屋内出展面積の20%を超えてはならない。

第20条 商業活動

本規則の第34条に定める第9号特別規則の規定にもとづき、公式参加者は主に自国の料理を出すレストランを開くことができる。

本規則の第34条に定める第9号特別規則の規定にもとづき、公式参加者は、自国の写真、スライド、絵葉書、音響・映像記録媒体（フィルム、CD、DVD またはその他の電子的な媒体）、書籍、切手を、一般入場者に販売することができる。公式参加者は、開催者の承認を条件として、自国を真に代表する特定品目を販売することができる。これらの品目は、本博覧会の開催期間中に変更することができる。

国別陳列区域で出展した物品、および展示物を設置するために用いた材料は、本博覧会

終了後に引き渡すことを条件として売却することができる。この場合、展示者は、一時輸入の便益を享受する権利を失い、課税及び通関に関する法令の適用を受ける。この売却については、開催者に納付金を支払う義務を負わない。

開催者が特定の納入業者に対して物品又はサービスの販売について排他的な商業上の権利を与えた場合、レストランの経営、物品の販売の如何にかかわらず、国別陳列区域内における公式参加者の商業活動は妨げられない。

開催者は、営業参加者に営業権を与えるにあたり、自国民と外国人との間に無差別の原則を尊重し、営業権の数及び種類と入場者数との間に不均衡が生じないようにするとともに、BIE が定めた国際博覧会の目的を損なうような過剰な商業主義を避けなければならない。

第 21 条 職員用の飲食サービス

国別陳列区域には、職員専用の食堂及び軽食サービスを設けることができる。この運営について、博覧会政府代表又は開催者に対する如何なる納付金の支払い義務も生じない。

第 22 条 見本の無償配布

陳列区域政府代表又はその管理下にある展示者は、博覧会政府代表の承認を得て、自らの陳列区域において、製品の見本又は試食品を無償で配布することができる。

第 23 条 特別な行催事

公式参加者は、本博覧会のテーマに関連した催事、特別イベント、発表会、又は集会を開催することができる。

各行催事の条件は、博覧会政府代表、開催者、陳列区域政府代表の間で個別に合意する。

第 24 条 広 報

1. 参加者は、看板、ポスター、掲示板、印刷物、その他これらに類するものを、それぞれのスタンドや陳列館内に置くことができる。
2. 参加者は、そのスタンドや陳列館の外で広報物を使用する場合は、博覧会政府代表の事前承認を取得しなければならない。博覧会政府代表は、承認していない広報物の撤去を求めることができる。
3. 小冊子やリーフレットの配布は、自国の陳列区域内のみに限られる。
4. 博覧会会場での特別イベントに関する広報活動は、すべて博覧会政府代表の承認を受けなければならない。騒音を伴う宣伝行為を行ってはならない。

5. 商業目的又はそれ以外の目的であれ、開催者の事前承認なく、看板、標識、印刷物、写真、図面、電子画像、インターネットなどの形で、本博覧会の名称、イメージ、ロゴ、マーク、マスコット、コンテンツなどを博覧会場の内外で使ってはならない。
6. 参加者は、開催者と参加契約を締結し、博覧会政府代表から許可を取得した後に、本博覧会に直接関連する目的がある場合に限って、本博覧会のシンボルを使用することができる。この使用权は他に譲渡することができない。

第4節 共通の便宜措置

第25条 通関規則

条約第16条の規定及び通関規則に関する条約付属書に規定する通関制度にもとづき、本規則の第34条に定める第7号特別規則において、必要に応じて本博覧会に持ち込まれる外国製品に適用される通関規則を定める。中華人民共和国政府は、条約の「通関に関する付属書」に関連して必要とする措置を講ずる。

第26条 貨物の取扱い及び通関手続き

展示者は、貨物の荷扱及び通関手続きを自由に行うことができる。他方、開催者は、本目的に適格と認め、開催者が管理権を行使できる代理店の名称を参加者に伝える。

各展示者は、会場内における物品の検収、コンテナ等の搬出、内容物の検査を行わなければならない。博覧会政府代表は、貨物が博覧会場に到着したときに展示者及びその代理人の何れも不在の場合、当該展示者のリスクと費用負担において、その貨物を倉庫に保管することができる。

第27条 保険

1. 個人の保険

A. 法律で義務付けられた強制保険

－労働者災害補償保険

各陳列区域政府代表は、その職員と展示者の職員を対象として、本規則の第34条に定める第8号特別規則に定められた条件に従い、労働者災害補償保険を付保しなければならない。

－自動車損害賠償責任保険

中国の現行法規に基づき、国別陳列区域又はその他の公式参加者とそのメンバー、職員、展示者、および陳列区域政府代表の管轄下に置かれるあらゆる人間に帰属するすべての車両について、本規則の第34条に定める第8号特別規則に定められた条件に従い、第三者に対する損害賠償責任保険を付保しなければならない。

B. 本規則により義務付けられる強制保険

ー賠償責任保険

開催者は、本規則の第 34 条に定める第 8 号特別規則に従い、その賠償責任を担保する包括賠償責任保険を付保しなければならない。この保険契約は、最適な条件を提示した保険会社との間で締結され、この保険に対する分担金は、各展示者が占有する面積に応じて按分される。

公式参加者は、この包括賠償責任保険を付保するか、または同様のリスクを担保する保険を、博覧会政府代表によって承認された他の保険会社に付保したことを示す保険証書を提示するかの何れかを選択することができる。

2. 物保険

A. 開催国政府または開催者に属する財物

財物（建造物、什器備品、設備、その他の品目）の盗難、価値減損及び滅失に対するあらゆる保険は、当該財物の所有者が自らの責任で付保する義務を負う。仮に、公式参加者がかかる保険によって恒久的または部分的な適用を得るとしても、支払うべき賃貸料の追徴金の形で公式参加者に保険料を転嫁してはならない。

B. 公式参加者に帰属する財物

公式参加者に帰属する財物（建造物、備品、設備、動産、その他の品目）の盗難、価値減損及び滅失に対する保険は、当該財物の管理者が自らの責任で付保する義務を負う。

C. 博覧会政府代表、開催者、ならびに陳列区域政府代表とその展示者は、火災又はその他の事故によって生ずる財物の損害についての賠償責任請求権を相互に放棄する。但し、相手方の不正行為、意図的な不法行為、重大な過失があった場合は、この賠償責任請求権は放棄されない。

この請求権の放棄についての規定は、参加契約が効力が生じた時から自動的に陳列区域政府代表に適用される。前項に記された建造物、備品、設備、個人所有物の保険に関するあらゆる契約は、それが団体保険のもとで担保範囲が拡大された契約という形を取る場合、あるいは個別保険という形を取る場合の何れの場合でも、この請求権の放棄を明示的に謳っていない限りならない。請求権の放棄は参加契約にも規定される。

3. その他の保険

開催者は、その他のリスクについて追加保険の付保を希望する参加者に、支援を提供することができる。

4. 本規則の第 34 条に定める第 8 号特別規則には、本条に記されている条件に加え、保険関連の事柄に関するあらゆる条件が明確に定められる。これには、中国の法令で適用される保険義務も含まれる。

第28条 警備

本規則の第34条に定める第10号特別規則に従い、開催者は、本博覧会会場の秩序と安全を維持し、違法行為を防止し、並びに規則を遵守させるため、全般的な警備態勢を敷く。

陳列区域政府代表は、上記の第10号特別規則に定める条件に従い、それぞれの陳列区域で特別な警備態勢を組織することができる。

第29条 カタログ

1. 各参加者は、本博覧会の広報活動に適した刊行物、制作物、情報提供等に関して開催者に協力する。これらの内容については、関係する陳列区域政府代表の承認を受けなければならない。
2. 各陳列区域政府代表は、自己の陳列区域で展示する物品の公式カタログを、自らの費用負担で印刷し、刊行することができる。

第30条 博覧会場への入場

1. 会場への入場の条件は、本規則の第34条に定める第13号特別規則で定める。
2. 開催者は、博覧会政府代表との合意のもとに本博覧会の入場料を定める。

BIEの承認なく、会場内で上記以外の入場料を徴収することはできない。

3. 通期又は期間限定の招待状、展示者又は営業参加者の無償入場券、並びに職員の入場証は、上記の第13号特別規則にもとづいて交付される。

第5節 知的財産所有権

第31条 一般規定

本規則の第34条に定める知的所有権と著作権の保護に関する第11号特別規則は、以下の条約に関する中国政府の立場及び中国において適用される法令等に関する規定である。

- －1886年9月9日の文学的及び美術的著作物の保護に関する条約
- －1952年9月6日の著作権に関するジュネーブ条約
- －1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約
- －中国において適用される関連法規
- －本博覧会において適用される特別措置

警備職員は、展示者の書面による許可がない限り、如何なる者に対しても、営利目的で

本博覧会の出展物の模写、複写、計測、撮影、型取りを行わせてはならない旨の指示を受ける。

第 32 条 本博覧会の写真とその他の画像

公式参加者の陳列館の景観の画像を複製し、販売するに当たっては、関係する陳列区域政府代表の承認を得なければならない。ただし、開催者は、本博覧会の景観の全体又は部分的な画像の複製及び販売を許可する権利を留保する。参加者は、この許可を受けた複製又は販売に対して異議を申し立てることはできない。

第 6 節 褒 賞

第 33 条 褒 賞

条約第 23 条及び第 24 条に従い、展示物の価値の判定と順位づけは、一又は一以上の国際的な審査員団によって行われ、審査規則は第 34 条に定める第 14 号特別規則において定める。

審査員団の委員は、このコンクールに参加することはできない。一国の陳列区域又は展示者がこのコンクールに参加しないと決定したときは、その陳列区域政府代表は、博覧会政府代表にその旨を伝えなければならない。

第 7 節 特別規則

第 34 条 特別規則及び提出期限

開催国政府は、特別規則の草案を BIE に提出してその承認を得る。これらの規則は、特に次に掲げる規則をいう。

1. 本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの展開に係わる指針に関する第 1 号特別規則
2. 本博覧会の参加条件に関する第 2 号特別規則
3. 陳列区域政府代表団の運営委員会の機能に関する第 3 号特別規則
4. 建設又は改築及び防火に関する第 4 号特別規則
5. 全ての種類の機械機器及び設備の設置及び運転に関する第 5 号特別規則
6. 外国公式参加者の職員の宿舎に関する第 6 号特別規則
7. 通関及び貨物の取扱いとその料金に関する第 7 号特別規則
8. 保険に関する第 8 号特別規則
9. 公式参加者の商業活動に関する第 9 号特別規則
10. 一般サービスに関する第 10 号特別規則
 - －保健及び衛生

- －警備及び監察
- －水、ガス、電気、暖房、空調等の供給
- －通 信

11. 知的所有権に関する第 11 号特別規則
12. 陳列区域政府代表とその職員に与えられる特権、特典に関する第 12 号特別規則
13. 博覧会会場への入場に関する第 13 号特別規則
14. 褒賞の条件に関する特別規則第 14 号。
15. 本博覧会の広報活動に関する第 15 号特別規則

上記の 1 から 10 までの特別規則は、本博覧会の開会日の 3 年前までに提出しなければならない。11 から 15 までの特別規則は、本博覧会の開会日の 1 年前までに提出しなければならない。

これら特別規則は、陳列区域政府代表団の運営委員会が組織されたときは、直ちに運営委員会に提出しなければならない。運営委員会は、特別規則の内容を審査し、その見解を BIE に伝える。

本博覧会のために開催者が定めるその他の規則や指示は、陳列区域政府代表団の運営委員会の審査を経て効力をもつ。

この特別規則の承認取得の予定時期にかかわらず、開催者は、参加のための財政措置に必要とする書費用又は条件について、早期にガイドラインを準備しなければならない。

第 V 章 営業参加者

第 35 条 定義及び適用範囲

一般規則にいう「営業参加者」とは、開催者から本博覧会の会場で商業活動を行う権利を与えられた者をいう。

営業参加者は、本博覧会の会場で行われる商業活動の条件を定めた営業参加契約を開催者と締結する。

上記の規定は、専ら公式参加者に適用される次の規定を除くほか、営業参加者にも適用される。

- －第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条
- －第 VII 章の第 1 節
- －第 14 条
- －第 24 条を除く第 IV 章の第 3 節
- －第 27.II.C 条を除く第 IV 章の第 4 節と第 6 節

一第 34 条に定める第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号、第 15 号特別規則

その他の参加条件は、営業参加契約に定める。これらの条件は、条約第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定に適合していなければならない。

第 36 条 参加国からの営業参加者

本博覧会に公式に参加する国の個人及び法人は、自国の陳列区域政府代表の同意を条件に営業参加者となる。同意の条件は陳列区域政府代表が定める。

第 VI 章 博覧会の開催中止

第 37 条 補償

登録された博覧会の開催を取り止めた場合には、開催者は、参加を受諾した国に対して、当該参加国がその博覧会の参加のために直接要した費用であって、正当と認められるものを補償しなければならない。

然しながら、BIE の総会が執行委員会の勧告に基づき、その開催の取り止めが自然災害等による不可抗力によるとみなされる場合には、いかなる補償の責めも負わない。

補償額は、開催国、開催者及び他の関係当事者によって提出された文書及び証拠を付した請求を事前に審査した執行委員会の提案に基づき、総会が最終的に決定する。

第 38 条 入場料納付金の補償

開催者は、さらに、運営・予算委員会の提案に基づいて総会が定める入場料総額の一定料率に相当する損失額を、BIE に補償しなければならない。

第 39 条 補償額

開催者は、本博覧会の登録を求めた国によって保証される第 37 条と第 38 条に定める義務を履行しなければならない。

補償額の上限は、登録に先立ち、BIE を一方の当事者とし、開催者及び開催国を他の当事者とする合意で定める。

これらの誓約は、登録のための必要書類の一部となる。
